

## 一般財団法人千葉県まちづくり公社広告掲載基準

### (趣旨)

- 1 この基準は、一般財団法人千葉県まちづくり公社広告掲載要綱第3条第2項に規定する広告事業の範囲にかかわる基準について定める。

### (業種又は業者)

- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲載しない。  
なお、広告の掲載中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの又はこれに類するもの。
  - (2) 貸金業、割賦購入のあっせん業、投資業又は商品先物取引業に関するもの
  - (3) たばこに関するもの
  - (4) ギャンブルに関するもの（宝くじに関するものを除く）
  - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
  - (6) 一般競争入札の入札参加資格の停止及び指名停止の措置を受けているもの、並びに、違法または不適当な行為による不利益処分を受けている期間にあるもの
  - (7) 社会問題を起こしている業種や事業者
  - (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当する者、又はこれらと関係があると認められる者によるもの

### (掲出できる広告内容に関する基準)

- 3 次のいずれかに該当する広告は掲出しない。  
なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
  - (1) 法令等により製造、販売等することができない商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
  - (2) 医療機関又は医療関連サービスにおいて、医療法その他の関係法令に違反するおそれのあるもの
  - (3) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
  - (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
    - ア 著しく性的感情を刺激するもの
    - イ 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するもの
  - (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (6) 差別等人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
  - (7) 他の者の名誉棄損、著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れがあるもの
  - (8) 男女共同参画の視点に照らして不適切なもの
    - ア 男女双方を念頭に置いていないもの、男女の偏りがあるもの
    - イ 男女の固定的な見方にとらわれているもの

- ウ 男女を公平に扱っていないもの
- (9) 宗教の教義の普及、信者獲得、宗教行事への勧誘その他宗教上の目的を有するもの又はそのおそれのあるもの
  - (10) 政治上の主義・施策を推進し、支持し、又は反対するもの、又は公職の候補者の推薦・支持・反対にあたるもの
  - (11) 社会的・公共的論争のある問題について、特定の立場への賛否を誘導することを目的とした主義主張又は意見広告又はそのおそれのあるもの
  - (12) 広告の内容を、公社が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
  - (13) 非科学的または迷信に類するもので、県民を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - (14) 消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのあるもの
    - ア 誇大または虚偽のおそれのあるもの
    - イ 取引における条件などを明記しないで、実際よりも著しく優良または有利であるかのように表現しているもの
    - ウ 競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であるかのような表現であるもの。(比較及び優位性を表現する場合、確実な裏づけを示すこと)
    - エ 投機、射幸心をあおるもの
    - オ 社会的に認められていない資格、許可などを使用し、権威づけているもの
    - カ その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
  - (15) 個人の名刺広告
  - (16) その他、広告として掲出することが適当でないと認められるもの

(その他)

4 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。